

広島県高等学校総合体育大会開催基準要項（高体連主催3大会も含む）改定について

●広島県高等学校総合体育大会開催基準要項（高体連主催3大会も含む） （現在）

- 10 参加資格
[大会参加資格の別途定める規定]
- 2 以下の条件を具備すること。
- (2) 大会参加に際し守るべき条件
- イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全な事故対策を講じておくこと。 ⇒変更
- ウ 大会参加に要する経費については、応分の負担をすること。
- (3) 大会参加に際し、当該校の教員の引率がなくても特例として参加を認める条件 ⇒変更
- ア その学校で部活動が行われていないこと。
- イ 諸事情で当該教員が引率できない生徒であること。 ⇒変更
- ウ 地区予選がなく、上につながらない大会であること。
- エ 個人種目であること。
- オ 保護者及び生徒は学校長へ届け出て許可を得ること。
- カ 高体連へ専門部費としての応分の負担をすること。
- キ 保護者がすべての責任を持つとの確約がなされた生徒であること。
- ク 保護者または保護者に委託された外部指導者のいずれかの引率（引率責任者）があること。 ⇒変更
- ケ 引率責任者・監督・コーチは（公財）全国高等学校体育連盟「競技者及び指導者規定」を遵守すること。

（改定）※ゴシック下線部は改定箇所

- 10 参加資格
[大会参加資格の別途定める規定]
- 2 以下の条件を具備すること。
- (2) 大会参加に際し守るべき条件
- イ 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。但し、個人の場合で校長の認める他校の職員の場合は、県高体連及び関係専門部の承認を得ていること。
また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出る。
- ウ 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・損害賠償保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。
- エ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。
- (3) 大会参加に際し、校長の認める学校の職員~~の~~引率がなくても特例として参加を認める条件
- ア 個人種目であること。
- イ 地区予選がなく、上につながらない大会であること。
- ウ その学校で部活動が行われていないこと。
- エ 高体連へ専門部費としての応分の負担をすること。
- オ 諸事情で当該職員が引率できない生徒であること。
- カ 保護者及び生徒は学校長へ届け出て許可を得ること。
- キ 保護者がすべての責任を持つとの確約がなされた生徒であること。
- ク 学校及び保護者に※委託された外部指導者の引率（引率責任者）があること。
※ 学校が正式な書面により依頼し、出発から解散までの教育計画があること。
- ケ 引率責任者・監督・コーチは（公財）全国高等学校体育連盟「競技者及び指導者規定」を遵守すること。

（参考）全国高等学校総合体育大会開催基準要項・中国高等学校選手権大会開催基準要項 〈全国高体連・中国高体連（令和元年5月14日改定）〉

- (2) 大会参加に際し守るべき条件
- イ 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、都道府県高体連会長に事前に届け出る。
- ウ 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・損害賠償保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。
- 但し、各県に規定があり、この基準より限定された範囲内であればその規定に従うことを原則とする。
- エ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。